平成２１年（フ）第２６２号
福島県いわき市平豊間字合磯209番地の16
債務者　吉田　忠次
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１４０号
茨城県取手市本郷１丁目21番３号
債務者　中西　弘子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１５４号
茨城県取手市井野団地４番13―302号
債務者　吉濱　駿次
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１５５号
茨城県取手市井野団地４番13―302号
債務者　吉濱　和子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１７２号
茨城県取手市上高井658番地
債務者　加谷　直征
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１７５号
茨城県取手市宮和田163番地112
債務者　飯島　博史
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１７７号
茨城県牛久市上太田町578番地の１
債務者　青山　規子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１７８号
茨城県龍ケ崎市若柴町3313番地14
債務者　中村千枝子（旧姓白田）
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１７９号
茨城県稲敷郡河内町大徳鍋子新田168番地
債務者　齋藤　泰嗣
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１８１号
茨城県牛久市南３丁目10番地９
債務者　佐藤　　進
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１８２号
茨城県牛久市南３丁目10番地９
債務者　佐藤トシ子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第３９９号
岐阜県各務原市前渡西町395番地１
債務者　小野木敦世
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７１２号
岐阜県羽島市福寿町間島６丁目１番地アットホーム３Ａ号室
債務者　中村祐次郎
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７１６号
岐阜市薮田中２丁目７番３号
債務者　梶川　覺士
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７１８号
岐阜市西荘１丁目15番81―106号ヴィラ中駒
債務者　松田　憲人
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７２０号
岐阜県羽島郡笠松町上柳川町99番地の１
債務者　堀　康二郎
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７４８号
兵庫県西宮市上ヶ原四番町３番11―106号
債務者　向井　雄二
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８１１号
兵庫県芦屋市大東町９番３―203号
債務者　坂口須美子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係